

綾瀬市立小・中学校 ICT 学習支援業務委託公募型プロポーザル方式
による選定結果について

1. 案件名称

綾瀬市立小・中学校 ICT 学習支援業務委託

2. 契約期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日まで

3. 優先交渉権獲得事業者

株式会社ベネッセコーポレーション

4. 公募期間

令和 8 年 1 月 28 日（水）から令和 8 年 3 月 2 日（月）17 時まで

5. 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審査の結果

(1) 選定委員名簿（敬称略）

委員氏名	役職等
大矢博之	教育部長
永益弘之	小学校校長会代表
上山智也	中学校校長会代表
三橋周作	小学校教頭会代表
千賀美由紀	中学校教頭会代表
渡邊倫康	教育研究所長
泉 光祐	教育研究所 指導主事

(2) 選定委員会の開催日

第 1 回：令和 7 年 11 月 5 日（火）9 時 00 分～11 時 00 分

第2回：令和7年11月25日（火）13時00分～15時00分

第3回：令和7年12月10日（水）9時00分～11時00分

第4回：令和8年3月19日（木）14時00分～16時00分

(3) 審査基準

別紙、「採点結果表」のとおり

(4) 審査を行った事業者（五十音順）

全2社

(5) 審査の結果

別紙、「採点結果表」のとおり

(6) 選定理由

事業者選定委員会において、審査基準に基づき、提出された企画提案書及びプレゼンテーション等を厳正に審査し、優先交渉権者を決定しました。

第4回選定委員会では選定委員が1名欠席しておりますが、以下に記載しております別紙1「綾瀬市立小・中学校 ICT 学習支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会設置要領」の第6条の1により、過半数の出席があったため、プロポーザル会議を予定通り開催しております。

綾瀬市立小・中学校ICT学習支援業務委託公募型プロポーザル
選定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、綾瀬市立小・中学校ICT学習支援業務委託について公募型プロポーザル方式をとる場合において、適切な運用を図るため、綾瀬市立小・中学校ICT学習支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議を行う。

- (1) 参加資格に関すること。
- (2) 実施要領、仕様書、評価基準に関すること。
- (3) 受託候補者の選定に関すること。
- (4) その他、綾瀬市立小・中学校ICT学習支援業務委託に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者7名をもって組織する。

- (1) 教育部長 1名
- (2) 小学校校長会代表 1名
- (3) 中学校校長会代表 1名
- (4) 小学校教頭会代表 1名
- (5) 中学校教頭会代表 1名
- (6) 教育研究所長 1名
- (7) 教育研究所 指導主事 1名

(解嘱)

第4条 委員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、企画提案に参加する事業者の公募に係わったときは、解嘱又は解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を1人置き、委員長は教育部長をもって充てる。

- 1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

1 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育研究所において処理する。

(委任)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、委員の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 1 1 月 5 日から施行する。

(失効)

2 この要領は、受託候補者の選定を終了した時点で、効力を失う。